

令和4年1月7日

市小中学校
保護者の皆様へ

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
〈公印省略〉

糸満市立小学校および中学校の対応について（お知らせ）

時下、平素より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝申し上げます。

さて、県内で新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しており、1日あたり感染者数が本市においても急増しております。これらを踏まえ市内の小中学校について下記の通り臨時休業を行います。

急な決定で、ご家庭へご負担をおかけしますが、早期の収束に向け本措置へのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 期間

令和4年1月11日（火）～14日（金） 臨時休業

※中学3年生の総合テストや各種検定等は、各学校から連絡を受けてご対応お願いいたします。

※詳細については各学校のメールやホームページをご確認ください。

2 休業の理由

- ・県内及び市内での感染拡大抑制のため

3 その他

- ・休業中の児童生徒は、原則自宅待機です。不要不急の外出の自粛を徹底してください。
- ・中学校の部活動、小学校スポーツ少年団の活動は、当面の間停止します。
- ・児童生徒が濃厚接触者・接触者となった場合、速やかに学校へご連絡ください。
- ・発熱や風邪症状がある場合、医療機関の受診をお願いいたします。
- ・「糸満市立学校感染防止対策ガイドライン」及び各学校のガイドラインに沿って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

4. いじめ・誹謗中傷の防止について

- ・感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見などは、決して許されません。
- ・正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いいたします。

本件の問い合わせ 糸満市教育委員会学校教育課 TEL 098-840-8165

市立小中学校
保護者の皆様へ

令和4年1月7日

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
(公印省略)

特別出校の受入について(お知らせ)

平素より本市の新型コロナウイルス感染症防止対策に対し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、地域の新型コロナウイルス感染症の深刻な状況が続いていることを踏まえ、市立小が中学校では臨時休業の措置をとっておりますが、下記の対象家庭でどうしてもご家庭で面倒を見ることができない場合に限り、緊急的措置として特別出校の受入をおこないます。

なお、特別出校の申込に際しては臨時休業の趣旨を踏まえ、下記の内容をご確認の上、直接学校へお申し込みください。

あくまで、緊急的措置ですので、できるだけ各家庭で「安全確保」をしていただくようご理解とご協力をお願いします。

記

1 対象児童生徒

- ①保護者が「医療従事者」の小学3年生以下の児童。
- ②特別支援学級在籍(小学校・中学校)児童生徒。
 - ・上記①②いずれかに該当し、次の要件を全て満たす者。
 - (1) 保護者や近親者等で対応できず自宅等で安全に過ごすための居場所が確保できない者。
 - (2) 家族に体調不良者がいない者。
- ③学校長が受入が相当であると判断した児童生徒。

2 受入期間

- ・令和4年1月11日(火)～ 臨時休業時 ※弁当持参

3 受入時間

- ・8:15～13:30まで ※昼食までの受入可能

4 申込方法

- ・事前に学校へ連絡し、受入の可否を確認ください。
- ・受入許可を得た後、初日のみ学校で「特別出校申込書」を記入し提出してください。

5 活動内容

- ・自主学習としますので自習教材や課題(宿題)等を持参してください。

〈この件の問い合わせ先〉 糸満市教育委員会学校教育課 電話 098-840-8165